

六 大学入学者選抜の改善等

(一) 大学入学者選抜の改善

① 特色ある多様な入学者選抜の実施

平成一七年度の大学入試センター試験においては、全ての国立大学のほか、四〇八の私立大学及び一二の公立短期大学が利用して行われた。各大学がこの試験と調査書、個別学力検査、面接、小論文、実技検査等を適切に組み合わせて入学志願者の能力・適性等を多面的に判定するよう、引き続き改善・充実を進める。また、国立大学の入学者選抜の在り方については、現在、国立大学協会において検討が行われているが、国立大学としての担うべき社会的役割を十分踏まえ、それぞれのアドミッション・ポリシーを明確にした上で、大学の個性ある取組みや多様な取組みが発揮されることが期待される。

② 新教育課程に対応した大学入試の実施について

平成一八年度の大学入試から、新しい高等学校学習指導要領により学習した生徒が受験する。このため、大学入試センター試験においては、高等学校の新教育課程に対応し、現在の六教科三科目から六教科二八科目に科目数が増え、また、平成二二年一月の大学審議会答申（「大学入試の改善について」）や平成一五年三月にとりまとめられた「英語が使える日本人」育成のための行動計画等を踏まえ、「外国語」教科の『英語』科目にリスニングテストが導入される。リスニングテストは、受験生一人一人にICを活用した個別音源機器を配付し、三〇分の試験時間で実施する。なお、大学入試センターでは、平成一六年度に実施した試行テストの結果も踏まえ、円滑な実施に向けて、具体的な実施方法の検討を進めることとしている。

③「アドミッション・オフィス入試」について

近年、学力検査に過度に偏ることなく、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることにより、受験生の能力・適性等を総合的に判定することを目的とするきめ細やかな選抜方法の一つとして、「アドミッション・オフィス入試」を導入している大学が急速に増加してきており、今後とも、その適切な実施を促していく。(平成一六年度大学入学者選抜においては、国公私立大学あわせて三七五大学において実施)

④大学入学者選抜の実施体制の点検強化

入学者選抜の多様化、評価尺度の多元化が進む反面、入試業務の煩雑化、複雑化も指摘されている中、出題ミス等入試ミスについての報告が増加しており、大学入学者選抜に対して、受験生のみならず社会の信頼を損なう事態が相次いで生じている。これに対し、文部科学省では、平成一七年度入学者選抜に向けて「大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の再発防止について」(平成一七一年二月二〇日付け一六高大振第七七号大学振興課長通知)の

通知を行い、入試ミス防止へ向けて、各大学の実施体制等の点検強化を促している。

(二) 高等学校卒業程度認定試験の実施

平成一五年九月に大学入学資格が弾力化され、大学による個別審査などが導入されたことなどに伴い、一〇月に文部科学大臣から中央教育審議会に対して、「大学入学資格検定の在り方について」諮問がなされた。この諮問を受け、中央教育審議会では、教育制度分科会の下に大学入学資格検定部会を設けて審議を行い、次の三点を基本的な考え方とする「大学入学資格検定の見直しについて」(答申)が、平成一六年八月に提出された。

- ①大学入学資格付与の機能を維持すること
- ②より広く活用される試験にすること
- ③就職等においても活用されるよう社会的通用性を高めること

文部科学省では、この答申を受け、平成一七年一月に「高等学校卒業程度認定試験規則」を制定し、平成一七年度から「高等学校卒業程度認定試験」を実施することとした。

「高等学校卒業程度認定試験」は、様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験である。所定の科目のすべてについて合格点を得た者を合格者としている。ただし、その者が一八歳に達していないときには、一八歳に達した日の翌日から合格者としている。

なお、平成一七年度の試験に係る日程は次のとおりである。

(一) 願書受付

- 第一回 五月二六日(月)～五月二七日(金)
 - 第二回 九月 八日(木)～九月二二日(木)
- (二) 試験実施
- 第一回 八月 四日(木)・五日(金)

(三) 結果発送

- 第二回 十一月九日(土)・二〇日(日)
- 第一回 九月 二日(金)(予定)
- 第二回 二月二六日(金)(予定)

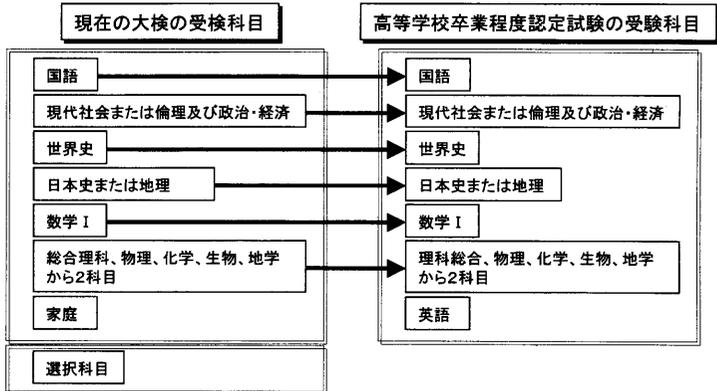
平成17年度から大学入学資格検定が変わります。

1 試験の名称が「大学入学資格検定」から「高等学校卒業程度認定試験」に変わります。

大学、短大、専門学校の入学資格としてだけでなく、就職、資格試験等広く社会から高等学校卒業と同等の学力がある資格として認められるようになります。

2 試験科目が変わります。

- ・ 試験科目から「家庭」がなくなり、「英語」が必修科目になります。
- ・ 試験科目から選択科目がなくなります。



注意

- ・ 大学入学資格検定で「家庭」が合格又は免除になっていたとしても、高等学校卒業程度認定試験の「英語」の合格又は免除に振り替えることはできません。
- ・ 大学入学資格検定で「英語」以外の選択科目が合格又は免除になっていたとしても、高等学校卒業程度認定試験の「英語」の合格又は免除に振り替えることはできません。

3 全日制高等学校に在学したまま受験できるようになります。

高等学校卒業程度認定試験で合格した科目は、学校長の判断で全日制高等学校の卒業単位として認定してもらうことも可能になります。